

I これまでの取組等

■基本的な考え方

- ・道では、地方分権改革の観点から住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、道から市町村への事務・権限の移譲を推進
- ・市町村が担うことに適さない事務・権限は、道や国が担うという「補完性の原理」を基本に対象事務を選定

■経過

- ・平成12年4月の地方分権一括法の施行により、条例による事務処理の特例制度、いわゆる事務・権限移譲制度を創設
- ・平成13年2月「道から市町村への権限移譲計画」を策定 ～ 市町村からの要望に基づき、道が移譲の可否を検討した上で移譲
- ・平成17年3月「道から市町村への事務・権限移譲方針」(以下、「移譲方針」という。)を策定(平成21年、26年、31年改訂) ～ 道が提示した「移譲リスト」を踏まえ市町村が要望

■現状

- ・道が担うこととされている事務・権限のうち、市町村が行うべきと考えられる約3,100権限を対象として、これまで179市町村に延べ58,153権限を移譲。

II フォローアップ調査の概要

■調査の目的

- ・移譲方針の改訂に資するため、移譲による効果や課題等を把握するため実施。
- ・調査結果を踏まえ、移譲方針の改訂を実施。

■調査対象

- ・対象 ～ 179市町村
- ・時期 ～ 令和4年12月～令和5年2月
- ・回答率 ～ 市町村…100%

■調査結果(主なもの)

●移譲の進め方等について

スケジュールや意思確認のほか、移譲方法や移譲リストなど移譲の進め方については、9割以上が「現状のままでよい」と回答

●交付金のあり方について

権限移譲事務交付金については、9割以上が「現状のままで良い」との回答

●移譲の効果について

7割強が移譲を受けて「良かった」と回答、2割強が「どちらでもない」、「良くなかった」との回答は1割未満

●今後の移譲について

前回調査では約2割の回答があった「これまでも受けてきたし、今後も受けていきたい」が今回調査では1割未満となり、「今後は様子を見ながら受けたい」と約9割が回答

III 移譲方針の改訂に向けた今後の予定

- R5年10月 移譲方針(第4次改訂版(骨子))を公表
- R5年11～12月 市町村への意見照会
- R6年2月 移譲方針(第4次改訂版(案))を公表
- R6年4月 移譲方針(第4次改訂版)の施行